に於て会見する処、組合側は絶対応ずる事に方針
会側より賃金一割値上に対し、組合より賃金五割
に対し、会社側は協議の結果、本月以降十二月迄
期間を四ヶ月間賃金を今値上をなすと云う方針を
側と云う承認を得たるも、後に条件を
四項解決せず
賃金五割値上を即時実施すべ
解決の上、賃金を今値上をなすべし、十、十一、十二月
四ヶ月に限る

（協調會勞働課）